



かりゆし芸能公演（沖縄県伝統芸能公演）

公演実施にかかる手引き

—令和6年度版—

令和6年4月

公益財団法人沖縄県文化振興会

【問い合わせ先】

(公財) 沖縄県文化振興会(担当：波平、石嶺)

〒901-0152 那覇市字小禄 1831-1

沖縄産業支援センター6階 605号室

電話：(098)987-0926 F A X：(098)987-0928

メール：kariyushi@okicul-pr.jp

本補助金を不正に受給したり使用したりする不正行為は、沖縄文化の活動全体に対する信頼を失うこととなります。公的資金＝貴重な税金を使用していることを十分に理解し、社会性と倫理を持って、適正に事業を行ってください。

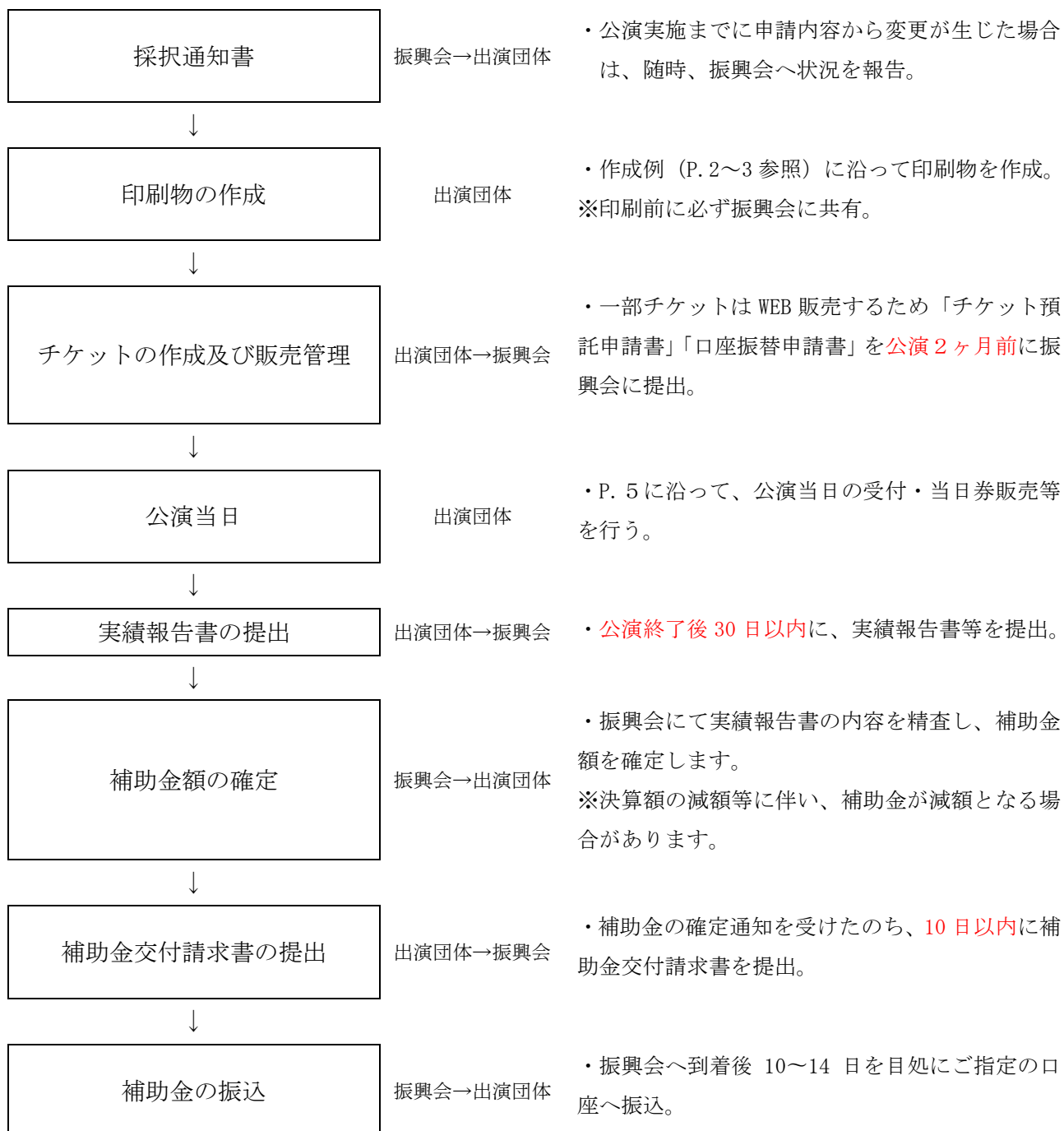
— 目 次 —

1. 事業趣旨	1
2. 補助金交付までの流れ	1
3. 出演団体が行う手続き	2
(1) 印刷物の作成	2
(2) チケットの作成及び販売管理	4
(3) 公演当日の業務	5
(4) 実績報告書の提出	6
(5) 補助金交付請求書の提出	7
4. 補助対象経費と対象外経費	8
5. 広報について	10
6. よくあるご質問 (Q&A)	11

1. 事業趣旨

かりゆし芸能公演（沖縄県伝統芸能公演）は、県民及び来県者に伝統芸能の鑑賞機会を提供するほか、若手実演家の育成及び次世代を担う子どもたちが沖縄の伝統芸能に触れる機会を創出することを目的として、公益財団法人沖縄県文化振興会（以下、振興会）が実施する補助事業です。

2. 補助金交付までの流れ



3. 出演団体が行う手続き

(1) 印刷物の作成

<チラシ・チケット・パンフレット等の制作>

採択された公演区分に従い、公演のために製作する印刷物(チラシ・チケット・プログラム等)には**必ず以下を明記**して下さい。印刷前に振興会担当へメール又はLINE等でデータをお送りください。必要事項の記載がない場合、経費として認められない場合があります。

事業名		令和6年度沖縄県伝統芸能公演		
		国立劇場おきなわ公演	移動かりゆし芸能公演	子ども×伝統芸能公演
印刷物共通	主催	出演団体・(公財)沖縄県文化振興会		出演団体
	共催	(公財)国立劇場おきなわ運営財団		(公財)沖縄県文化振興会 ※会場となる市町村等の共催は可能。
	後援	沖縄県		沖縄県 ※会場となる市町村等の後援は可能。
	その他	 <p>◀かりゆしロゴマーク</p> <p>チケットWEB販売用QRコード▶</p> <p>※2色のうちどちらを使用してもOK</p> <p>※データは公式サイトよりダウンロード可能</p>   <p>かりゆし芸能公演 チケット購入</p> <p>かりゆし芸能公演 チケット購入</p>		
	料金	<p>【琉球舞踊・三線等音楽・組踊】</p> <p>一般 2,000 円</p> <p>高校生以下 1,000 円 (当日各 500 円増)</p> <p>【沖縄芝居】</p> <p>一般 2,500 円</p> <p>高校生以下 1,500 円 (当日各 500 円増)</p>	<p>原則、有料公演とし、出演団体任意により設定</p> <p>※多くの方へ鑑賞機会を創出するため、夫婦鑑賞割引等をご検討ください。</p>	
	【障がい者割引】本人及び同伴者(1名まで) 前売り価格より20%引き。但し、各種障がい者手帳の提示が必要。			
作成例	<p>【チラシ】 A4サイズで作成して下さい。(P. 6 参照)</p> <p>【プログラム】 A3二つ折りで作成ください。</p> <p>【チケット】 サイズは自由です。</p> <p>チケット例↓ プログラム例→</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>			
その他	<p>・会場までのアクセス方法(地図や住所などの記載) ・上演時間の表記(終演予定時刻など)</p>			

全ての印刷物は、必ず印刷前に、振興会の確認を受けてください。

ロゴは、かりゆし芸能公演のWEB(<https://okicul-pr.jp/kariyushi/performer>)
「2.公演前までにご用意いただく印刷物について」よりダウンロード可能です。
縦横比の変更は不可です。背景が暗い場合は、白字にご使用ください。

「移動かりゆし芸能公演」「子ども×伝統芸能公演」等
公演の種類を記載してください。

令和6年度沖縄県伝統芸能公演 国立劇場おきなわ公演

組踊 公演団体名

かりゆし
芸能公演



公演タイトル



日時 令和6年0/00金 18:30開場 19:00開演
開場は開演の30分前に設定してください

会場 国立劇場おきなわ 小劇場 沖縄県浦添市 勢理客4-14-1

料金 一般2,000円 高校生以下1,000円(当日500円増し)
※未就学児膝上鑑賞無料・障がい者割引(前売価格から2割引)

主催 公演団体名 (公財)沖縄県文化振興会 共催 (公財)国立劇場おきなわ運営財団 後援 沖縄県

Ticket



かりゆし芸能公演
チケット購入

「移動かりゆし芸能公演」「子ども×伝統芸能公演」の「主催」「共催」「後援」は、以下の通りです。

主催 公演団体名 共催 (公財)沖縄県文化振興会 後援 沖縄県

かりゆし芸能公演チケット購入のQRコードは、かりゆし芸能公演のWEB(<https://okicul-pr.jp/kariyushi/performer>)
「2.公演前までにご用意いただく印刷物について」よりダウンロード可能です。ゴールドと黒のお好きな方をご使用ください。

<アンケートの印刷>

公演当日、来場者を対象としたアンケートを実施してください。座席数分のアンケート及びクリップペンを用意し、プログラムへの折り込み作業や配布、回収作業にご協力ください。回収後は、振興会にて集計し、後日結果をご提供します。

なお、アンケート項目を追加したい場合は、事前にご相談ください。

(2) チケットの作成及び販売管理

チケットの作成及び販売管理について、以下をご確認ください。

<料金について>

・国立劇場おきなわ公演

琉球舞踊、三線等音楽、組踊・・・・・・・・一般 2,000 円／高校生以下 1,000 円（当日各 500 円増）

沖縄芝居・・・・・・・・・・・・・・・・一般 2,500 円／高校生以下 1,500 円（当日各 500 円増）

※障がい者割引は、各種障がい者手帳をお持ちの方（本人）および同伴者一名までは、お一人当たり前売り価格の 20%引き

※未就学児は、膝上での鑑賞に限り無料

・移動かりゆし芸能公演及び子ども×伝統芸能公演

チケット料金は**原則有料**とし、出演団体が収支予算を十分検討の上、設定してください。

<割引制度について>

・多くの方へ鑑賞機会を創出するため、夫婦鑑賞割引等をご検討ください。

<作成枚数について>

・会場の座席数を上限として、チケットを作成して下さい。国立劇場おきなわ公演は 255 枚、その他の公演については実施会場の座席数を参考に作成ください。

※座席数を超える来場があった場合、チケット代金の払い戻しなど、出演団体での対応となります。

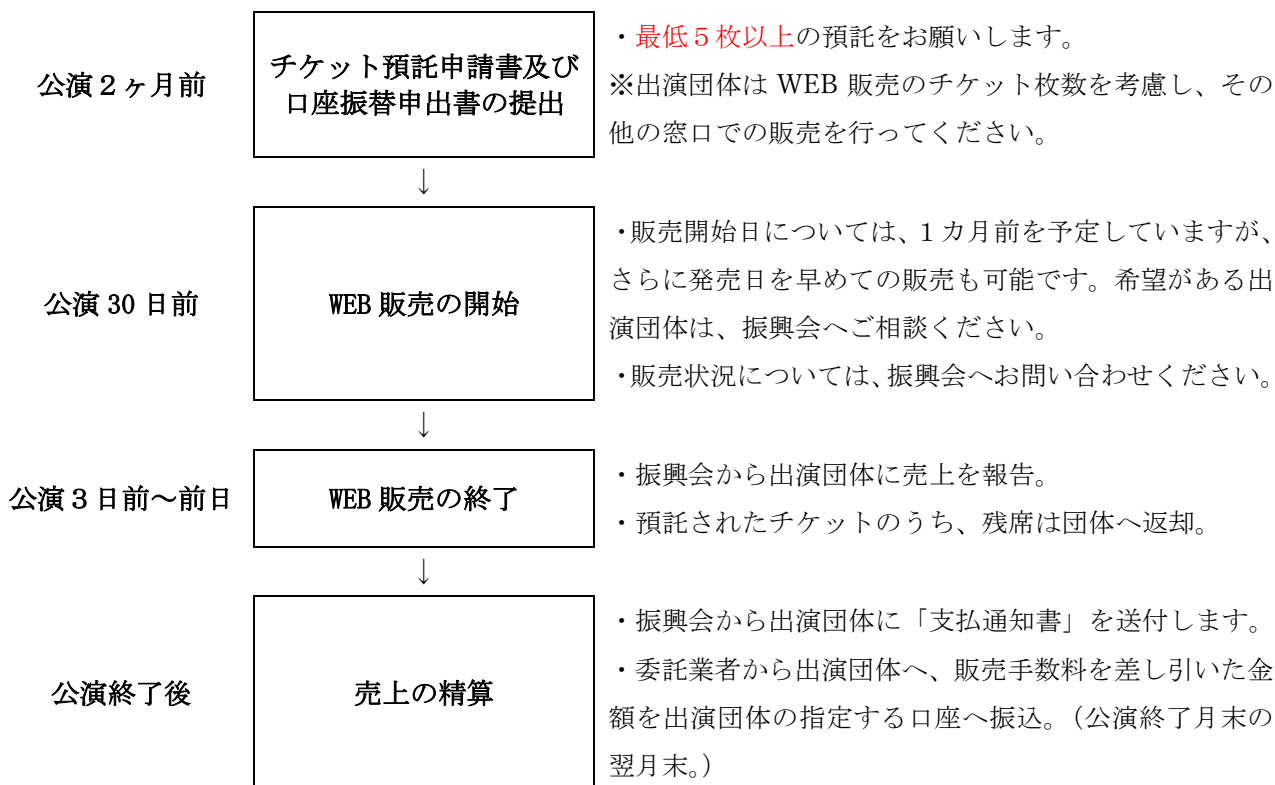
※実績確認のため、振興会へチケットを **2 枚**ご恵与くださいますようお願いいたします。また、別途追加枚数を相談させていただくことがあります。

<チケットのWEB販売について>

・振興会にて、販路拡大のため一部チケットのWEB販売を実施しています。出演団体は、**最低5枚以上** 預託枚数を設定し、**公演日の2ヶ月前**までに「チケット預託申請書」及び「口座振替申出書^{※1}」をご提出ください。

なお、WEB販売にかかる販売手数料については、補助対象経費となります。

※1 振込口座は、口座名が**出演団体名**または**出演団体代表者名**となっている口座に限ります。



(3) 公演当日の業務

<受付の体制について>

円滑な公演実施のため、必ず、公演に出演しない方が受付業務を行い、人員については以下を参考に配置してください。

(受付人数の目安：5～7名)

- ・受付責任者：1名
- ・預かり券、当日券販売：1～2名 ※釣銭を準備してください。
- ・チケットもぎり及びプログラム配布：3～4名

<記録用写真及びビデオ撮影について>

公演当日、腕章等をつけて撮影してください。

(4) 実績報告書の提出

公演終了後 30 日以内に、「補助事業実績報告書（様式第 6 号）」及び下記必要書類を振興会に提出して下さい。

<必要となる書類>

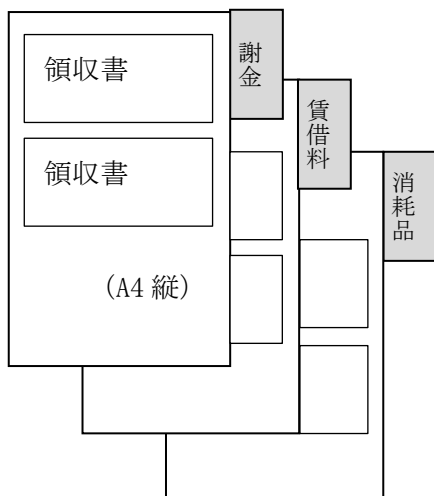
- 補助事業実績報告書（様式第 6 号）
- 事業内容報告書
- 事業収支決算書
- 支出入を証明する領収書等の証憑書類（コピー）
- その他添付書類
 - ・作成したパンフレット、チラシなど
 - ・活動の様子がわかる写真 10 枚程度を A4 用紙へ出力した紙媒体のものと、写真データを併せてご提出ください（提出方法は問わない。）

<収入にかかる証憑書類の作成方法>

以下表を参考にチケット販売の内訳及び来場者数が分かるよう、作成してください。

販売先	区分	料金	枚数	合計金額	来場者数
出演関係者	前売り券（一般）	¥2,000	80	¥160,000	80
デパート〇〇		¥2,000	17	¥34,000	15
WEB 販売※ ¹	前売り券（一般）	¥2,000	10	¥20,000	10
出演関係者	前売り券（高校生以下）	¥1,000	5	¥5,000	5
当日窓口	当日券（高校生以下）	¥1,500	5	¥7,500	5
	招待券		2	¥0	2
合計			119 枚	¥226,500	117 人

<支出にかかる証憑書類の整理方法>



- ・A4 用紙に、収支決算書の項目順に、領収書を重ならないように貼付けて整理し、原本は団体にて保管し、必ずコピーを提出してください（整理がされていない場合は、再提出を求めることがございます。）
- ・領収書の宛名は、必ず出演団体名で発行してください。個人や別の団体名の場合は、認められませんのでご注意ください。
- ・旅費の証憑書類は、領収書の他に搭乗の内容を確認できるもの（搭乗証明書等）を添付してください。また、複数の出演者の旅費・宿泊費をひとつの領収書にまとめた場合も、搭乗が確認できる書類を添付して下さい。

【領収書（例）】

	領収書	令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇流〇〇会 様		
	¥ 5 0, 0 0 0 -	
	但し、令和6年度かりゆし芸能公演〇月〇日出演料として	
	上記正に領収しました。	
収入 印紙	住所 〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
割印	氏名 〇〇〇〇	印

- ・領収書には、金額、但し書き、受領者の住所及び氏名を必ず記載し、押印してください。
- ・5万円以上の領収書には、収入印紙が必要になります。
- ・実績報告書を提出する際は、領収書のコピーを提出してください。
- ・出演者（申請時の「別表 出演者プロフィール」に記載のある出演者）の謝金に関する領収書については、様式を指定しています。

（5）補助金交付請求書の提出

補助金額の確定後、振興会から「補助金額確定通知書（様式第7号）」を送付します。「補助金額確定通知書（様式第7号）」が届いた出演団体は「補助金交付請求書（様式第8号）」を振興会へ提出してください。

4. 補助対象経費と対象外経費

振興会は、国立劇場おきなわ公演のみりハーサル（公演前日）及び公演日の会場使用料（午後1時～9時半）を負担します。会場使用料には、舞台等の施設や設備の使用に必要な劇場職員の人件費（ただし、必要最低限の業務に限る）、楽屋など付帯設備の使用料及び光熱費が含まれています。

ただし、次のような場合は、出演団体が費用を負担します（補助対象経費として計上可）。

- ・楽屋等の延長料金（退館時間を超過した場合など）
- ・国立劇場おきなわの職員の増員が必要になる場合（音響・照明・演出の都合）
- ・劇場の舞台備品を使用する場合（幕・小道具・カラーフィルム・マイク等）
- ・小劇場付きの楽屋で不足が出るため、別に稽古場を楽屋として使用する場合

その他、本事業の補助の対象となる経費は、公演の実施に際し直接必要と認められるものに限りません。

以下の表を参考ください。不明な点は、振興会までお問合せください。

区分	補助対象経費	補助対象外経費
①謝金	舞台監督・演出・指導者・出演者（立方、地謡等）・アナウンス・裏方スタッフ・受付への謝金等。 ※出演者の謝金に関する領収書については、様式を指定しています。なお、その他の謝金の支払いについても活用いただいて問題ありません。	公演実施に直接必要と認められない経費。
②賃借料	劇場使用料（移動・子どものみ）・劇場付帯設備使用料・大道具及び小道具の賃借・衣装の賃借・稽古のための会場使用料・リハーサル及び公演日の楽屋としての稽古場使用料等。	出演団体の事務所等を維持するための経費、普段の稽古に係る稽古場使用料等。
③印刷製本費	チラシ、ポスター、プログラム、チケット、アンケート等の印刷に係る費用等。	主に有料での配布を目的とする印刷物の作成費。
④通信運搬費	公演実施にかかる郵送費・大道具運搬費等。	電話・ファックス・電子メールにかかる経費。
⑤消耗品	クリップペンシルまたはペグシル（アンケート記入に必要）、受付まわりの消耗品、その他公演実施に直接必要な消耗品の購入費等。 ※一品の取得金額が3万円未満のもの ※実績報告時には、領収書とレシート（購入品の詳細が分かるもの）をご提出ください。	備品等の購入費等。 ※一品の取得価格が3万円以上のもの。
⑥広報宣伝費	テレビ・新聞等の広告費	補助事業以外の広報にかかる広報費等。

⑦食糧費	リハーサルおよび本番当日のみの弁当代。	菓子飲物代、ケータリング、オードブル代等。
⑧旅費・宿泊費	出演者等の旅行にかかる旅費宿泊費。 ※旅費の証憑書類として、領収書の他に、搭乗の内容を確認できるもの（レシート、搭乗券の半券、搭乗証明書等）を添付してください。また、複数の出演者の旅費・宿泊費をひとつの領収書にまとめた場合も、搭乗が確認できる書類を添付して下さい。	公演実施に直接必要と認められない経費（ファーストクラス、ビジネスクラス料金等）
⑨撮影費	公演当日の写真・映像等の撮影費用等。	公演実施に直接必要と認められない経費
⑩マネジメント料	公演実施にかかる企画制作費用等。	公演実施に直接必要と認められない経費
⑪委託費	チラシ、パンフレット等のデザイン料、字幕の翻訳や操作にかかる費用、チケットの委託販売、音響照明等の公演実施に必要な業務、動画配信に必要な業務、台本製作に係る費用等。	公演実施に直接必要と認められない経費
⑫手数料	チケット販売手数料、WEB チケット販売手数料、イベント保険料等 ※WEB 販売にかかる販売手数料の計算方法 チケット料金が2,000円の場合は、チケット料金の10% (200円) に用紙代の11円を加えた、211円がチケット1枚当たりの販売手数料になります。	振込手数料
⑬その他		収入印紙の購入費用、交際費、接待費、取材・会議・企画等打ち合わせ・打ち上げに係る経費、記念品・各個人への支給品、予備費等

※外部の業者等へ 10万円以上の業務を依頼する場合は、見積りをとってください。実績報告時には、証憑書類として、見積書及び領収書をご提出をお願いします。

5. 広報について

(1) リーフレットの作成

かりゆし芸能公演の全公演の情報を掲載したリーフレットを作成するため、出演団体にはリーフレット掲載用の「公演紹介文」の提出をお願いします。6～8月公演の出演団体は、**4月30日（火）締切**、9月～令和7年2月公演の出演団体は、**7月1日（月）締切**となりますので、ご協力をお願いします。

(2) 公式サイト及びSNS等への掲載について

振興会が実施する広報の一環として、公式サイト等へ写真や公演レポートを掲載します。公演前はチラシ画像等の掲載、公演終了後は、かりゆし芸能公演のFacebook、Instagram等へ公演レポートとして、公演写真を掲載しますので、ご理解・ご協力をお願いします。また、公式サイトでは、「取り組み事例」として年間数件のインタビュー記事等の掲載を予定しております。インタビューを依頼する出演団体には、個別でご連絡しますのでご協力をお願いします。

【令和5年度の掲載例】

- ・Facebook・Instagramでの公演レポート（以下QRコードを読みとりご覧ください。）▼

Instagram▶



Facebook▶



- ・公式サイトでの「取り組み事例」▼



6. よくあるご質問 (Q&A)

< 国立劇場おきなわ公演 >

Q1. 国立劇場おきなわ（小劇場）の会場使用料は団体が負担するのですか？

A. リハーサル（公演前日）および公演当日の劇場使用料は振興会が負担します。（両日とも午後夜間区分13時～21時半）舞台等の施設や設備の使用に必要な劇場職員の人件費（ただし、必要最低限の業務に限る）や舞台に隣接する楽屋など付帯設備の使用料、光熱費を含んでいます。ただし、退館時間を超過した場合の楽屋等の延長料金、国立劇場おきなわが提供できる限度を超える職員の人件費、リハーサル・公演当日に楽屋として使用する稽古場等の使用料は、団体の負担となります。なお、いずれも補助対象経費として計上可能です。

Q2. 振興会が主催としてはいつているのはなぜですか？

A. 振興会が主催となることで、国立劇場おきなわ公演における劇場使用料が減免されているためです。（減免については、現在申請中）そのため、移動かりゆし芸能公演及び子ども×伝統芸能公演と同様に、公演実施にかかる業務等は、出演団体で行うようお願いいたします。

Q3. 音響や照明の人件費は出演団体が負担するのですか？

A. 舞台技術者および職員の増員が必要となる場合は、出演団体の負担となります。補助対象経費へ計上可能です。

Q4. 国立劇場おきなわ（小劇場）で使用する背景幕、音響機器、ワイヤレスマイク等の劇場付帯備品の使用料は出演団体が負担するのですか？

A. 出演団体の負担となります。補助対象経費となりますので「②賃借料」へ計上可能です。

< 移動かりゆし芸能公演 > < 子ども×伝統芸能公演 >

Q1. 会場使用料は団体が負担するのですか？

A. 出演団体の負担となります。補助対象経費の「賃借料」として計上可能です。実施会場となる市町村等に共催を申請することにより、使用料の減額が適用される場合があります。実施会場へのお問い合わせや共催にかかる申請手続き等は、出演団体が行ってください。※減免等になる場合は、振興会へお知らせください。

Q2. 料金はどのように設定したらよいでしょうか？

A. 原則、**有料公演として金額を設定**してください。大人や子どもの料金等の設定も出演団体の任意で行ってください。ただし、離島や本島北部地域など地域性を鑑みて無料を希望する場合は、振興会へご相談ください。

Q3. 旅費交通費（飛行機、宿泊代）は出演者のみが対象でしょうか？

A. 出演者の他、舞台スタッフや事務局等の関係者も対象となります。実績報告書を提出する際は、領収書と搭乗の内容を確認できるもの（レシート、搭乗券の半券、搭乗証明書等）を添付してください。

Q4. 旅行保険やイベント保険の加入は必須ですか？

A. 必須ではありませんが、出演団体の任意でご検討ください。補助対象経費の「手数料」として計上可能です。

< 全区分共通 >

Q1. 領収書の代わりに、証憑書類として請求書と銀行ATMの振込明細書を提出してよいですか？

A. 可能です。証憑書類として請求書を提出する場合は、**必ず銀行ATMの振込明細書を添付**して下さい。請求書のみでは、支出の証明とならないため、ご注意ください。

Q2. 衣装や小道具等の制作を行った場合、補助対象経費となりますか？

A. 備品等の購入費は対象外となりますが、一品が3万円未満の消耗品は補助対象経費となります。

Q3. 公演の手合わせのために借りた稽古場費は補助対象となりますか？

A. 補助対象となります。ただし、普段の稽古であることが明らかな場合は、補助対象経費となりません。また、基本的には、公共施設等を借りた稽古場の使用料が計上可能となっておりますが、普段使用している稽古場等で公演の稽古を行った場合は、普段の稽古ではなく公演の為の稽古として使用したことを証明できれば計上可能としております。ただし、**団体内の方が所有する施設を利用した場合は、証憑書類として料金表を提示するのが条件**となっています。

Q4. リハーサルおよび公演当日に、お弁当ではなく、オードブルを手配してもよいですか？

A. オードブルは対象経費として認められません。リハーサル・公演当日ともにオードブルではなく、お弁当を手配して下さい。また、**領収書にはお弁当の個数を明記**して下さい。なお、**飲み物は補助対象外経費**となりますのでご注意ください。

Q5. 台風などの災害時、また感染症等の非常事態により公演が中止になった場合、それまでにかかった経費はどうなりますか？

A. 中止申請書の提出日（～令和7年2月末日の間）までの間で、活動に要した経費が補助対象となります。（例：中止となった場合の会場使用料、出演者の謝金）

< チケットのWEB販売に関するQ&A >

Q1. チケットのWEB販売預託先はどこですか。またどのように購入できますか。

A. (株) イベントファイによる販売システム「F u n i t y」を導入しています。購入方法は、かりゆし芸能公演公式サイト「チケット」ページより申込、もしくは全国ファミリーマートで直接購入することができます。いずれの場合もファミリーマートでの発券となります。

Q2. 団体はWEB販売用のチケットも印刷する必要がありますか。

A. WEB販売用チケットを別途作成することは不要です。ただし、従来どおり**座席数分の枚数のチケットを印刷**し、WEB販売として預託した枚数を除いて、その他の窓口で販売してください。なお、印刷したチケットをWEB販売用チケットとして振興会へ提出する必要はありません。

Q3. 販売を開始した後、販売状況により預託したチケットの増減は出来ますか。

A. 販売開始後の状況により、預託したチケット枚数の増減が出来ます。ご相談ください。